

(部内限) 8-14

婦人労働業務参考資料第69号

学童保育実施状況

—婦人労働に関する情報から—

昭和45年3月

労働省婦人少年局婦人労働課

学 童 保 育 実 施 状 況

— 婦 人 労 働 に 関 す る 情 報 か ら —

最近、既婚婦人の職場進出が顕著になるに伴ない、全国的に学童保育に関する関心が高まり、既に地方自治体等において実施されているところもかなりみうけられる。

しかし、その実施状況等については、未だ十分に把握されていない現状にかんがみ昭和44年6月末日現在で、各婦人少年室が、把握しているいわゆる学童保育の事例について情報収集を行なった。（別添参考1による）今回その結果を全国的な傾向としてとりまとめたので資料として供する。

1. 報告された事例の概要

全国から収集された事例総数（実施個所総数）は958件であり、事例の概要は次のとおりである。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 実施主体総数 | 508件 |
| (2) 実施個所総数（事例総数） | 958件 |
| (3) 利用児童総数 | 53,260名 |
| (4) 職員総数 | 2,202名 |

実施個所総数から実施主体別をみると、公立は全体の約80%、私立は約20%、である。公立では文部省系統の留守家庭児童会育成の事業施設が圧倒的に多く、そのほか厚生省系統の児童館利用等のもの、地方公共団体単独のもの等がある。

私立のうち、地方公共団体からの補助をうけているものが多くみられるが、中には補助をうけずに利用料のみで運営されているところも若干みられる。

職員については、1所約2名であり、厚生省系統の児童館の場合は専任の児童厚生員がこれにあたり、文部省系統の施設では保母、学校教師経験者や市町村の社会教育関係課職員がおおむねこれにあたっている。私立や地方公共団体が単独に事業を行なっているものの中には、全く素人ばかり、例えば主婦、学生などで運営されているところも散見される。

2. 実 施 目 的

把握された事例について、学童保育の実施目的をみると、一般的には共稼ぎ家庭の学童が、下校後父母の不在から数時間孤立させられている状態を保護し、さらに児童の健全育成に資することにおいている。中には炭鉱閉山後その対策として町で工場誘致をしたところ、小規模な工場が進出し、主婦の就業が急激に増大し、43年度においては、留守家庭児童は全児童数の22.2%に達したために保育施設を開設したところもある。又温泉町という特殊性から夫婦共稼ぎが多く、他の児童館にくらべ留守家庭児童を数多く指導しているところもある。

上記に述べた基本姿勢で、施設ではそれぞれ次にみられるような保育目的をいくつかを併せて実施している。

(1) 教育、学習等に関するもの

イ、自学自習の習慣を身につけさせる。

ロ、宿題、予習、復習を指導する。

ハ、少年教育の振興をはかる。

ニ、視聴覚教育を行なう。

ホ、図画、絵画、工作、粘土細工、音楽等技能教育を行なう。

(2) 生活指導等に関するもの

イ、自主自律性をもたせる。

ロ、規律ある生活習慣を身につけさせる。

ハ、豊かな心情と健全な身体を養う。

ニ、非行化の防止に役立てる。

ホ、孤立化、孤独性から救い、精神的不安感を除去する。

ヘ、礼儀、健康、安全、整理整頓、清潔、情操、情緒ある人間に育てる。

ト、正しい話し方、正しい判断力を涵養する。

チ、集団生活の心構えを指導する。

リ、社会性、協調性、相互協力を養う。

ヌ、良い仲間づくり、望ましい交友関係をつくる。

ル、健全な遊び場を与える。

ヲ、両親の愛情に欠ける子供達に家庭的雰囲気や明朗さを与える。

ワ、下校後の一定時間を楽しく過させる。

カ、生活指導を中心とし、学校教育の延長とはしない。

(3) その他

イ、体位の向上をはかる。

ロ、子供会、母親クラブ等の地域組織活動の助長をはかる。

3. 保 育 内 容

上記の目的を達成するために、種々の保育内容をみることができが、大別すると教育、学習等に関するもの、体育に関するもの、生活指導に関するものである。主として学習に重点をおいているところの方が多いが、一方では学童保育は学校教育の延長とはしないという趣旨で運営されているところもある。

(1) 教育、学習等に関するもの

読書、図画、絵画、工作、作文、宿題、予習、復習、映画、粘土細工、スライド、歌唱指導、オルガン演奏等による指導が大部分を占めている。

少数ではあるが、習字、ソロバン、鼓笛、ピアノの演奏等もみられる。

(2) 体育に関するもの

縄とび，卓球，バトミントン，ボール遊び，ソフトボール，椅子とりハイキング等が大部分である。

少数ではあるが，季節により登山，キャンプ，水泳等をもりこんでいるところもみられる。

(3) 生活指導に関するもの

清掃，奉仕活動，話し合い，反省会，登・下校時の交通安全指導，誕生会，童話会，人形劇，幻燈，積木，将棋，チェス，テレビ，おはじきゲーム，クイズ，カルタ，トランプ，紙芝居，たこあげ等種々みられるほか，少数ではあるが，季節により魚取り，虫取り等が組み入れてあるところがみられる。

4. 託児時間等

(1) 託児日

一年を通じ学校の春，夏，冬の長期休校期間中の託児は通常行っていない。中には父兄の要望で夏休み期間中も託児を行ない，8時30分から17時まで行なっている施設もある。又，夏休み，冬休み生活学級とし，昭和43年よりモデルケースとして，市教委から指導員手当（1日700円，2名，30日）の補助を受けて実施しているところもある。

その他留守家庭生活学級とし，春夏冬期の長期休校中，農繁期は1週間，土，日曜日（月に1～2回）を託児日にしているところもある。

さらに1週についてみると，託児日を1週6日あるいは5日としているところが圧倒的に多く，次いで4日，3日あるいは2日の順となっている。

(2) 託児時間

13時から17時としているところが最も多く，次いで多いのは下校

時から 17 時までとなっている。一般的にみて、託児開始時刻は 12 時ないし、13 時としており、終了時刻は、17 時ないし、18 時としているが、中には季節により託児時間を変更し、例えば冬期は 16 時まで夏期は 19 時までとしているところもある。

5. 保育設備の内容

設備の内容は保育目的や、規模等により各施設まちまちであるが、机、椅子、黒板、鉛筆削、保管庫、ロッカー、本棚、下駄箱、掃除道具、扇風機、石油ストーブ、図書、雑誌、オルガン、積木、遊戯器具、玩具等が多くの施設で備えつけている。

少数ではあるが、茶ダンス、傘、時計、ステレオ、プレーヤー、木琴、大太鼓、幻燈機、ピアノ、ソロバン等を備えつけているところもある。

6. 保育場所

施設の設置場所は国庫補助金の主体によって大きく異なり、文部省より補助を受けているところでは小学校の教室、空教室、専用のプレハブ等を利用しているところが大部分であり、次いで保育所、集会所、公民館等を利用している。中には、老人の家、寺院、図書館、公益質屋、農協、地方事務所等を利用しているところも散見される。

厚生省より補助を受けているところでは児童館を利用しているところが殆んどであり市民センターを利用しているところもある。その他、国庫補助を受けず、地方公共団体が単独で設置運営している施設の場合は、小学校の教室の一部を利用するものが、半数以上を占め、次いで多いのは公民館、保育所であるが、子供の家、母子寮等を利用しているところもある。

私立の場合は、保育所の利用が約半分を占め、公民館、友隣館、隣保館等

の利用のほか、個人の家で実施しているものもみられる。

7. 保育対象学童の資格

一般的に施設の設置目的により、学童の下校後の無保護状態が、月間15日以上が3ヵ月継続する者を対象としているところが大部分を占め、(1)疾病等により指導困難な者、(2)著しく身体に障害のある者は対象外とされている。

そのほか、学年別では3年生以下又は6年生以下の学童を対象としているところが多く、次いで4年生以下、5年生以下となっている。1年～2年生までとか、中学生までという事例もみられる。

また、各施設とも概ね学区単位で設置されているが、施設から学童の自宅までの距離が500m以内の者に限るという制限項目をもうけているところもみられる。ごく少数ではあるが特に貧困家庭の学童のみを対象にしているところもある。

8. 託児料

公立の場合は約半数以上が託児料を無料としているが、おやつ代の実費として1日10円～30円を徴収しているところが多い。なお、託児料が有料のところでは月額300～800円としているところが大部分を占め、最高は1,800円としているところがみられる。私立の場合は地方公共団体の補助のあるところもあるが、その運営費を託児料により購っている場合が多く、公立に比較して多少料金が高くなっている。託児料は月額1,000～2,000円としているところが多く、最高4,500円というところもある。また、学年別に1年生—1,400円、2年生—1,100円、3年生—800円と料金に段階をもうけているところもある。

そのほか、公私立とも教材費として、実費をその都度徴収しているところ

もある。

9. 1 所あたりの年間予算

各施設により千差万別であるため、1 率に平均金額を上げることは困難であるが、最も多く集中しているのは30 万円～80 万円である。

私立のうち、年間予算23 万円で運営しているところがあるが、その中13 万円は部落の保育対象者約100 人の家庭からの寄付、残10 万円は簡易保険の集金業務を町内会で代行し、その手数料を充当している。

別添参考 1.

学童保育に関する事例

() 婦人少年室
昭和 年 月 日現在

1. 実施主体		公立	都道府縣市町村区		名					
		私立	法人, 個人		称					
2. 実施概況		開設年月	実施 箇所数	対象児童数(現在数)			職 員 数			
		年 月	所	計	名	左のうち1所当り 最高 最低 名 名	計	名	左のうち 最高 最低 名 名	
3. 実 施 内 容	目 的									
	保 育 内 容							託児時間		
	場 所 (例えば学校の一部等具体的に)					保育設備 の 内 容				
	対 象 児 童 の 資 格 等					1 カ月あたり 託 児 料				
	年 間 予 算 (収支についての概略の内訳)									
4. その他参考事項										

- 記載上の注意
1. 実施主体別に把握出来ない場合は、公立、私立別に大別すること。
 2. 1. 実施主体については、各々公私立別に該当事項を○で囲むこと。
 3. 年間予算については補助金の額および補助の主体が判明するよう記入すること。

少年健全育成事業費補助要項

文 部 省

1. 目 的

少年の健全育成をはかるため補助事業者が少年の遊びや団体活動の充実振興を行なうことを援助する。

2. 補助事業者

市（区）町村

3. 補助対象事業

下記(一)、(二)および(三)の全部または一部の事業

(一) 少年活動促進の事業

- (1) 学校の施設、設備を指導員の指導のもとに定期的に少年に開放し、または少年の活動に必要な用具の整備を行なう事業。
- (2) 学校の施設、設備の開放は、学校の運動場、体育館、図書室等の施設設備を年間70日以上開放するものであること。
- (3) 活動用具の整備は、視聴覚教材、教具または設備、体育レクリエーション教材、教具、楽器、図書等を購入するものであること。

(二) 留守家庭児童会育成の事業

- (1) 留守家庭児童を対象に児童会を開催し、これら児童の生活指導を行なう事業。
- (2) 参加対象者は、小学校児童で下校後午後5時頃まで保護者が家庭にいない等保護指導を受けられないことが常態（月間15日以上、3か月以上継続）であるものとし、1児童会あたりの人員はおおむね30人以上とすること。
- (3) 実施時間は、児童の下校時から午後5時頃までとし、実施回数は原則として年間を通じて週3日以上であること。

- (4) 指導者は1児童会について原則として2人以上とし児童の指導について知識経験を有し、かつこの事業の実施に適した者を委嘱すること。

(三) 少年団体育成指導委員委嘱の事業

- (1) 少年団体の育成指導にたずさわる委員を委嘱し、少年団体活動の育成指導をはかる事業
- (2) 少年団体育成指導委員は、1市町村あたり20名程度であること。
- (3) 少年団体育成指導委員は、少年団体の育成指導について継続的、計画的に現地指導および研究協議を行なうこと。

4. 補助対象経費

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及損料、会議費、備品費（少年活動促進の事業に限る）

5. 補助金の額

補助対象経費の3分の1以内の定額。

別添参考 3.

写

厚生省発第 121 号

昭和 39 年 5 月 8 日

各都道府県知事
各指定都市の市長 殿

厚生事務次官

国庫補助による児童館の設置運営について

昭和 38 年度においては、昭和 38 年 7 月 11 日厚生省発児第 140 号各都道府県知事及び各指定都市の市長あて本職通知「昭和 38 年度児童館設置費国庫補助について」により行なわれた児童館の設置費に対する国庫補助については、昭和 39 年度においては、本補助金が社会福祉施設整備費補助金に統合され、別途本職通知昭和 39 年 5 月 8 日厚生省発社第 128 号「社会福祉施設整備費の国庫負担（補助）について」により行なわれることとなるが、今般、国庫補助による児童館の設置運営に関する要綱を別紙のとおり定めたいので、これが適切な実施を期せられたく通達する。

(別紙)

国庫補助による児童館の設置運営について

第1. 性 格

国庫補助の対象となる児童館は、児童福祉法に基づく施設であって、小地域を対象として、児童に健全な遊びをあたえ幼児及び少年を個別的又は集団的に指導して児童の健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、こども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長をはかる等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

第2. 設置及び経営の主体

設置及び経営の主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすること。ただし、児童館設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、経営を社会福祉法人たる市町村社会福祉協議会に委託することができること。

第3. 設備及び運営

設備及び運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）によるものとするが、とくに次の点について留意すること。

1. 設 備

- (1) 構造設備については、採光、換気等利用する者の保健衛生及びこれらの者のための危害防止に十分な考慮を払うこと。
- (2) 建物の広さは、原則として185.12平方メートル（56坪）以上とし、適当な広場を有すること。
- (3) 建物には、集会室、遊戯室、図書室、便所、湯沸場及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ映写室、静養室等を設けること。
- (4) 児童のための図書、遊具、医療品等を整備すること。

2. 職 員

2人以上の専任の児童厚生員をおき、必要に応じその他の職員をおくこと。

3. 運 営

(1) 運営管理の責任者を定めるとともに、集团的に指導する児童の把握保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、円滑な運営を期すること。

(2) こども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長をはかること。

(3) 運営委員会を設置し、運営管理について意見をきくこと。

(4) 他の機関、施設及び有志指導者（ボランティア）との連携をはかり、その協力を求めること。

4. その他

児童館が、児童福祉法第24条ただし書きに基づく措置のためにつかわれる場合には、児童福祉施設最低基準中保育所に関する規定の趣旨も尊重すること。

